

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
業務方法書

制 定 平成29年4月1日
一部改正 平成30年4月1日
一部改正 令和2年4月1日
一部改正 令和5年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人大阪産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（平成29年4月1日施行）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）の行う業務の方法についての基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努める。

2 法人は、業務の遂行にあたっては、関係する国の機関、独立行政法人、地方独立行政法人を含む特別な法律により設立された法人及び地方公共団体その他の公的機関と緊密な連携及び協力を図るものとする。

第2章 産業技術に関する試験、研究、相談その他の支援

(試験に関する業務)

第3条 法人は、法人以外の者の依頼に応じて、産業技術に関する試験（以下「依頼試験」という。）を実施する。

2 法人は、依頼試験を実施するときは、適正な対価を徴収する。

(研究に関する業務)

第4条 法人は、産業技術に関する研究を実施する。

2 法人は、法人以外の者からの資金の提供を受けて研究を実施することができる。

3 法人は、法人以外の者と共同して行う研究（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

4 法人は、前項の共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に契約を締結する。

5 前項の契約においては、次の各号に掲げる事項について定める。

- 一 研究題目
- 二 研究目的及び研究内容
- 三 実施期間
- 四 業務及び経費の分担

- 五 知的財産権の取扱い
- 六 その他必要な事項

(研究等の受託)

第5条 法人は、研究の実施を受託することができる。

- 2 法人は、前項の受託をしようとするときは、委託者との間に契約を締結する。
- 3 前項の契約においては、次の各号に掲げる事項について定める。
 - 一 研究題目
 - 二 研究目的及び研究内容
 - 三 実施期間
 - 四 受託料
 - 五 知的財産権の取扱い
 - 六 その他必要な事項
- 4 法人は、研究を受託するときは、適正な対価を徴収する。

(相談に関する業務)

第6条 法人は、産業技術に関する相談を実施する。

- 2 法人は、来所相談のほか、電子媒体を活用した相談及び現地相談を実施する。
- 3 法人は、相談を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

(その他の支援に関する業務)

第7条 法人は、産業技術に関するその他の支援（「以下「支援等」という。）を実施する。

- 2 法人は、職員派遣、技能者養成及びこれらに類する支援業務を実施する。
- 3 法人は、支援等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。
- 4 法人は、支援等を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

第3章 成果の普及及び実用化の促進

(成果の普及及び実用化の促進に関する業務)

第8条 法人は、第3条から前条までに定める業務に係る成果の普及及び実用化（以下「普及等」という。）を促進する。

- 2 法人は、得られた研究成果に基づき取得した知的財産権について、保全及び活用を促進する。
- 3 法人は、普及等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

第4章 施設及び設備の提供

(施設及び設備の提供に関する業務)

第9条 法人は、法人以外の者の申し出に応じて施設及び設備を利用させることができる。

- 2 法人は、施設及び設備を利用させる場合には、適正な対価を徴収する。

第5章 産業技術に関する情報の収集及び提供

(情報の収集及び提供に関する業務)

第10条 法人は、産業技術に関する情報の収集及び提供（「以下「情報の収集等」という。）を行う。

2 法人は、情報の収集等を実施するときは、外部の支援機関や専門家を活用することができる。

第6章 附帯業務

(附帯業務)

第11条 法人は、安全管理、施設及び設備の維持管理等、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務を実施する。

第7章 業務の委託

(業務委託の基準)

第12条 法人は、その業務の一部を委託することが効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、当該業務の一部を法人以外の者に委託することができる。

(委託契約)

第13条 法人は、前条の規定により業務を法人以外の者に委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結する。

2 前項の契約においては、次の各号に掲げる事項について定める。

- 一 委託業務名称
- 二 委託業務の目的及びその内容
- 三 実施期間
- 四 委託料
- 五 その他必要な事項

第8章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約の方法)

第14条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができる。

2 法人は、入札及び契約に関し、所要の規程、要綱等（以下「規程等」という。）を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 監事への報告及び入札結果の公表
- 二 談合情報がある場合の緊急対応
- 三 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立
- 四 随意契約とすることが必要な場合の明確化

第9章 業務の適正を確保するための体制等

(内部統制に関する基本方針)

第15条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が、法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第16条 法人は、基本理念及び行動指針を策定するものとする。

2 法人は、役員、職員及び非常勤職員（以下「役職員」という。）の倫理規程を定めるものとする。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第16条の2 法人は、役員又は会計監査人（以下「役員等」という。）の法第19条の2第1項の規定による損害賠償責任について、法及び法施行令（平成15年政令第486号）に定める要件に該当する場合には、大阪府知事（以下「知事」という。）の承認をもって、役員等が負う賠償責任額から知事及び大阪市長が協議して定める額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(理事会等の設置及び役員の分掌に関する事項)

第17条 法人は、運営に必要な理事会、経営会議、運営会議等の設置及び役員の分掌に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する理事会及び経営会議の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- 四 運営会議の設置

(中期計画等の策定に関する事項)

第18条 法人は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 中期計画等の策定過程の整備
- 二 中期計画等の進捗管理体制の整備

(中期計画等の評価に関する事項)

第19条 法人は、中期計画等の評価に関し、所要の規程を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備及び評価活動の適切な運営
- 二 中期計画等のモニタリング

三 自己評価書の作成

(コンプライアンスの推進に関する事項)

第20条 法人は、コンプライアンスの推進に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 コンプライアンス推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置
- 二 コンプライアンスを統括する役員の決定
- 三 センターごとのコンプライアンス推進責任者の指定
- 四 推進委員会の組織及び運営の方法
- 五 コンプライアンス担当役員（以下「担当役員」という。）からコンプライアンス統括推進者への報告及び改善策の検討
- 六 担当役員と職員等の面談
- 七 担当役員によるモニタリング体制の運用
- 八 推進委員会におけるモニタリング体制の運用
- 九 コンプライアンスに関する研修会の実施
- 十 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十一 公益通報窓口の設置
- 十二 公益通報者の保護
- 十三 公益通報を担当する役員に確実かつ内密に報告される仕組みの整備
- 十四 反社会的勢力への対応方針

(リスク評価及び対応に関する事項)

第21条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 危機管理体制の構築
- 二 業務ごとの業務フローの認識及び明確化
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針及び体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置及び構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備及び利用に関する事項)

第22条 法人は、情報システムの整備及び利用に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 情報システムの整備に関する事項

- イ 業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- ロ 理事長の指示及び法人の使命が確実に役職員等に伝達される仕組み（情報システム等）
- ハ 危機管理、問題等の情報連絡体制の整備

二 情報システムの利用に関する事項

- イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
- ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (1) 法人が保有するデータの所在情報の把握
 - (2) データへのアクセス権の設定

2 法人は、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

（情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関する事項）

第23条 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

- イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期点検、情報リテラシー向上など、情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ロ 情報漏えいの防止

二 個人情報の保護に係る点検活動の実施

- イ 個人情報の保護に係る点検活動の実施
- ロ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年大阪府条例第60号）の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第24条 法人は、監事及び監事監査に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 監事に関する事項

- イ 監事監査に関する規程の整備に対する監事の関与
- ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ハ 補助者の独立性に関すること
- ニ 組織規程等における権限の明確化
- ホ 監事・会計監査人と理事長の会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

- イ 監事監査に関する規程に基づく監査への協力
- ロ 補助者への協力
- ハ 監査結果に対する改善状況の報告

- ニ 監査報告の理事長及び設立団体の長への報告
- 三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項
 - イ 監事の理事会等の重要な会議への出席
 - ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
 - ハ 法人の財産の状況を監事が調査できる仕組み
 - ニ 監事と会計監査人との連携
 - ホ 監事と監査担当部門との連携
 - ヘ 役職員等の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
 - ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員等の応答義務

(内部監査に関する事項)

第25条 法人は、業務手順に沿った公正かつ効率的な執行を確保するため、内部監査担当部署を定め、業務の執行状況について内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善処置状況を理事長に報告するものとする。

(予算の適正な配分に関する事項)

第26条 法人は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するため、設置者と必要な協議を行うとともに、評価結果を法人内部の予算配分等に反映する仕組みを構築するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第27条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のインターネット等での公開に関し、所要の規程等を整備するものとする。

(職員等の人事及び懲戒に関する事項)

第28条 法人は、職員等の人事及び懲戒に関し、所要の規程を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 法人の職員等の採用・昇任に関する事項
- 二 職員等の懲戒の規準

(研究開発業務に関する事項)

第29条 法人は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 研究開発業務の評価に関する事項
 - イ 各センターにおける研究評価体制の確立
 - ロ 研究予算の配分規準の明確化
- 二 研究開発業務における不正防止に関する事項

- イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
- ロ 研究費の適正管理
- ハ 経費執行の内部けん制
- ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
- ホ 研究成果の管理
- ヘ 研究開発資金の管理状況把握

第10章 雑則

(その他の業務の方法)

第30条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

第14条から第30条までの業務の適正な実施に必要な規程等の整備は、施行後1年以内に行うものとする。ただし、特別な理由により、規程等の整備が困難な状況と認められる場合については、この限りではない。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、令和5年4月1日から適用する。